

JR 武田尾駅周辺地区 バリアフリー基本構想(案)

令和 6 年 2 月

宝 塚 市

「障害(がい)」の表記について

本市においては、国の考えを受けて「障(がい)」の表記について検討し、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から「障(がい)」の使用へ変更することとしました。

「障(がい)」には「さまたげ」や「バリア」の意味がありますが、このバリアは、個人ではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。

この「障(がい)」の本来の意味について知識を普及させ、障(がい)の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進し、暮らしやすい社会の実現を図ります。

本基本構想における「障(がい)」の表記について

本基本構想においては、基本的には「障(がい)」と表記しますが、法令や宝塚市・兵庫県計画に定めのある用語については、「害」の字を使用します。

目次

第1章 JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の背景	1
1-1 基本構想の背景と目的	1
1-2 計画の期間	1
1-3 バリアフリーに関する法制定の経緯	2
1-4 本市における取り組み	4
第2章 宝塚市の現状	5
2-1 位置・地勢	5
2-2 人口・高齢者数・障碍(がい)者数の状況	6
2-3 上位関連計画	9
第3章 バリアフリーの基本的な方針	19
3-1 基本理念の設定	19
3-2 基本方針の設定	20
第4章 重点整備地区及び生活関連経路の設定	21
4-1 JR 武田尾駅の状況	21
4-2 重点整備地区の考え方	23
4-3 重点整備地区の設定	23
4-4 生活関連施設や生活関連経路の設定	24
第5章 重点整備地区の課題	26
5-1 重点整備地区の現状と課題	26
第6章 実現すべき特定事業等	32
6-1 実施すべき事業の概要	32
6-2 特定事業の内容	33
6-3 その他事業の内容	34
第7章 バリアフリー化の推進に向けて	36
7-1 継続的な運用に向けた取り組み	36
7-2 基本構想の推進体制	36

第1章

JR武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想策定の背景

1-1 基本構想の背景と目的

わが国の総人口は平成20年(2008年)をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。このような社会的背景の下、高齢者・障碍(がい)のある人等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年(2006年)12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)が制定されました。

平成30年(2018年)5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として共生社会等の実現を図るため、バリアフリー法の一部が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)を定める制度が新たに創設されました。

加えて、令和2年(2020年)には、共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などのソフト対策等を強化する必要性から、「公共交通事業者などの管理者におけるソフト対策の取組強化」、「国民に向けた広報啓発の取組推進」、「バリアフリー基準適合義務の対象拡大」に向けた更なる法改正が行われました。

本市においては、平成14年(2003年)5月に「宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想」を策定し、JR宝塚駅、阪急宝塚駅及び阪急逆瀬川駅を中心とした重点整備地区においてバリアフリー化を推進してきました。

高齢者・障碍(がい)のある人が利用するJR武田尾駅のバリアフリー化の整備と併せて、周辺地区においても重点的、一体的な整備を行い、効果的なまちづくりにつなげていくため、「JR武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想(案)」(以下、基本構想)を策定します。

1-2 計画の期間

バリアフリー法第25条の2において、市町村は基本構想を作成した場合、概ね5年ごとに当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとされています。

本基本構想では、令和6年度(2024年度)～令和15年度(2033年度)を計画期間とします。

1-3 バリアフリーにおける法制定の経緯

わが国では平成6年(1994年)に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下、ハートビル法)」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模(床面積の合計が2,000㎡)以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。また、平成12年(2000年)には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、交通バリアフリー法)」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。平成17年(2005年)には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、ユニバーサルデザインの理念が取り入れられました。

しかし、ユニバーサルデザイン政策大綱を取りまとめる過程の中で、ハートビル法と交通バリアフリー法が別々であることから、施設ごとにバリアフリー化が進められ、面的なバリアフリー整備が進まないといった問題や、バリアフリー整備を推進する上で段階的・継続的な取組を進めるためのプロセスが確立されていないといった課題が指摘されました。

その課題の解決に向けて、平成18年(2006年)12月には、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、バリアフリー新法が施行されました。それにより、旅客施設や道路だけでなく、建築物や都市公園もバリアフリー整備が求められるようになりました。

その後、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機に、平成29年(2017年)2月には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等の個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)が設定されました。

また、平成30年(2018年)には、バリアフリー新法の一部改正が行われ、改正バリアフリー法として施行されました。具体的には、高齢者や障碍(がい)のある人等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性を背景に、「共生社会の実現や社会的障壁の除去を明確化した理念規定の設定」、「公共交通機関や建築物等におけるハード・ソフト一体的なバリアフリー整備の推進」、「地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進」、「心のバリアフリーの推進」、「バリアフリー整備に対する当事者による評価」などへの取組を挙げることができます。

加えて、令和2年(2020年)には、共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などのソフト対策等を強化する必要性から、「公共交通事業者などの管理者におけるソフト対策の取組強化」、「国民に向けた広報啓発の取組推進」、「バリアフリー基準適合義務の対象拡大」に向けた更なる法改正が行われました。

ハートビル法(平成6年(1994年)制定、平成15年(2003年)改正)

高齢者や身体障害者にも利用しやすい、特定建築物の建築の促進に関する法律で、基礎基準、誘導基準と言う2つの基準が設けられている。

基礎基準:施設・建造物内の車椅子などでの移動を可能にする基準

誘導基準:立ち回りが容易にできるスペースを保证するためのもの

対象箇所:出入口、廊下、階段、スロープ、昇降機、トイレ、駐車場、敷地内の通路



交通バリアフリー法(平成12年(2000年))

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するための法律。2つの方針が設けられている。

- I. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。
- II. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

バリアフリー法(平成18年(2006年))

ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充

バリアフリー法(平成30年(2018年))【一部改正】

- ・基本理念の規定
- ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進
- ・地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進
- ・心のバリアフリーの推進
- ・当事者による評価等

バリアフリー法(令和2年(2020年))【一部改正】

- ・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- ・国民に向けた広報啓発の取組推進
- ・バリアフリー基準適合義務の対象拡大

1-4 本市における取り組み

本市においては、第4次宝塚市総合計画(平成13年(2001年)策定)のまちづくりの基本目標において、「安全で快適なまちづくり」を掲げ、その中の重点プロジェクトとして、「シンシアのまちプロジェクト」を推進し、高齢者や障碍(がい)のある人も積極的に社会参加できるよう、公共交通機関、駅等旅客施設、道路などのバリアフリー化を進め、すべての人にとって安全で円滑に、また快適に移動できる歩行空間の整備を推進していくこととしています。

こうした中、平成13年(2001年)11月に「宝塚市バリアフリー重点整備地区計画策定協議会」を設立し、JR宝塚駅、阪急宝塚駅及び阪急逆瀬川駅を中心とした重点整備地区においてバリアフリー化を進めるための協議会を開催し、平成14年(2002年)5月に、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区として、宝塚駅周辺及び逆瀬川駅周辺の2地区を指定し、各地区におけるバリアフリー化のための整備目標、整備内容を盛り込んだ「宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想」を策定しました。

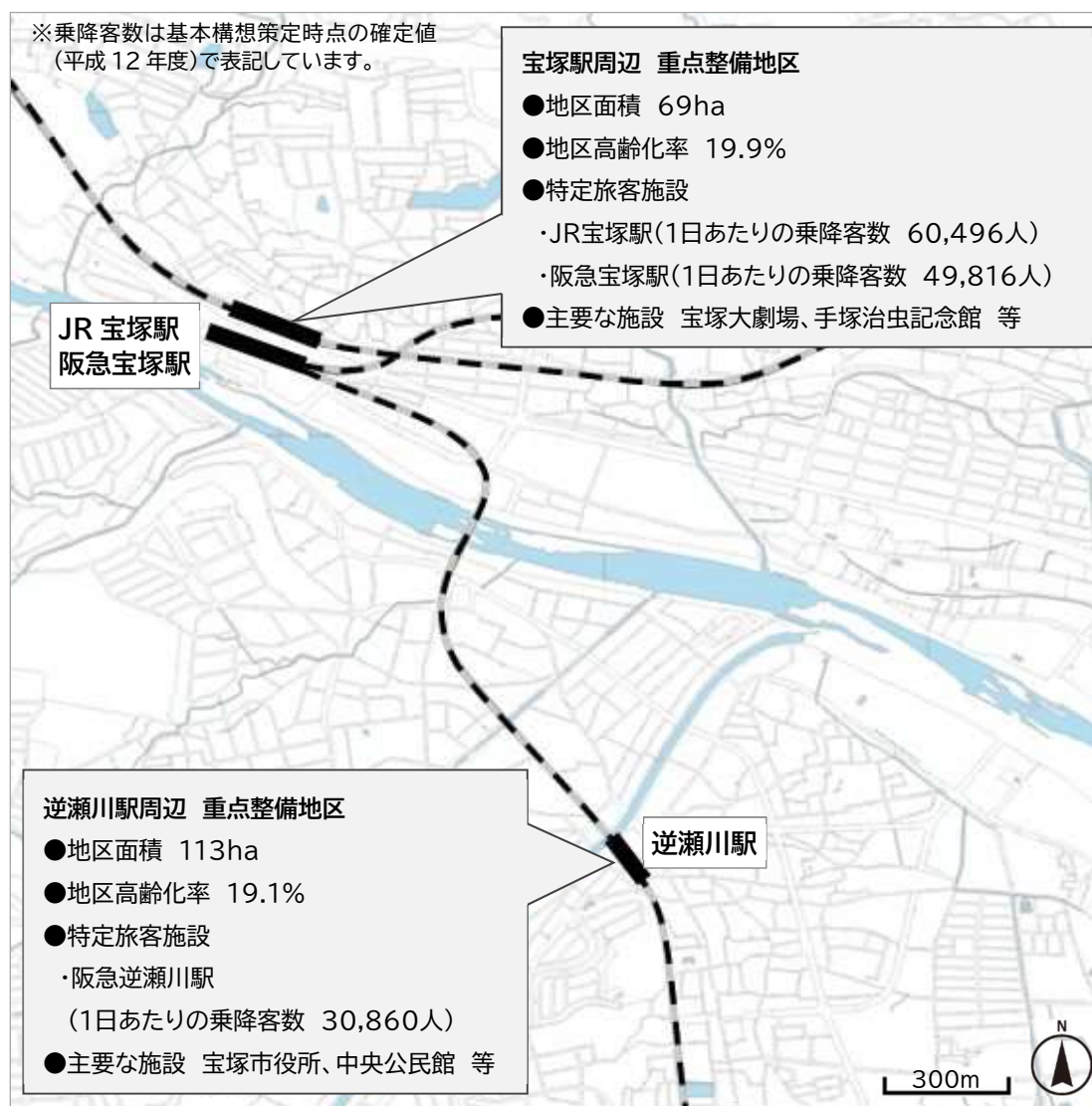


図 宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想 重点整備地区の位置

第2章

宝塚市の現状

2-1 位置・地勢

本市は兵庫県南東部に位置し、住宅地が広がる南部市街地と、豊かな自然に囲まれた北部田園地域を有し、面積約102km²の南北に細長い市域となっています。市街地から大阪や神戸へはいずれも電車で30分ほどで行くことができます。

本市は、宝塚歌劇団と宝塚温泉で知られる「歌劇と温泉のまち」です。また、安産祈願の中山寺や、かまどの神様として有名な清荒神清澄寺など、市内には古い歴史を持つ神社仏閣が数多くあります。このほか、阪神競馬場やゴルフ場など観光・レジャースポットのほか、豊かな自然に囲まれたハイキングコースや、まちなみの散策も魅力の一つです。また、山本の植木産業は数百年の歴史があり、伝統的植木生産地域としてその名を全国に知られています。

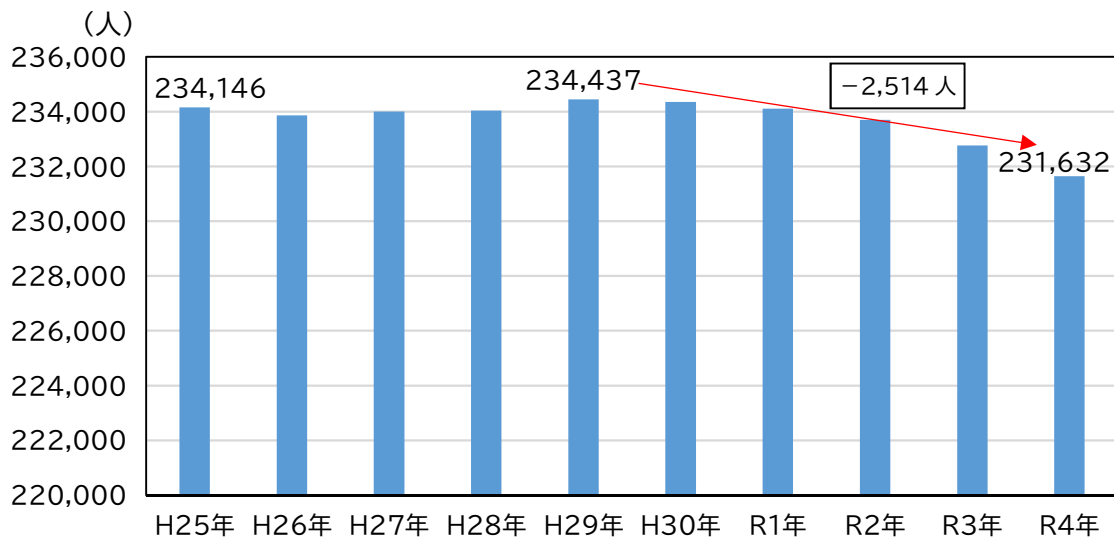


図 宝塚市の位置図

2-2 人口・高齢者数・障碍(がい)者数の状況

人口

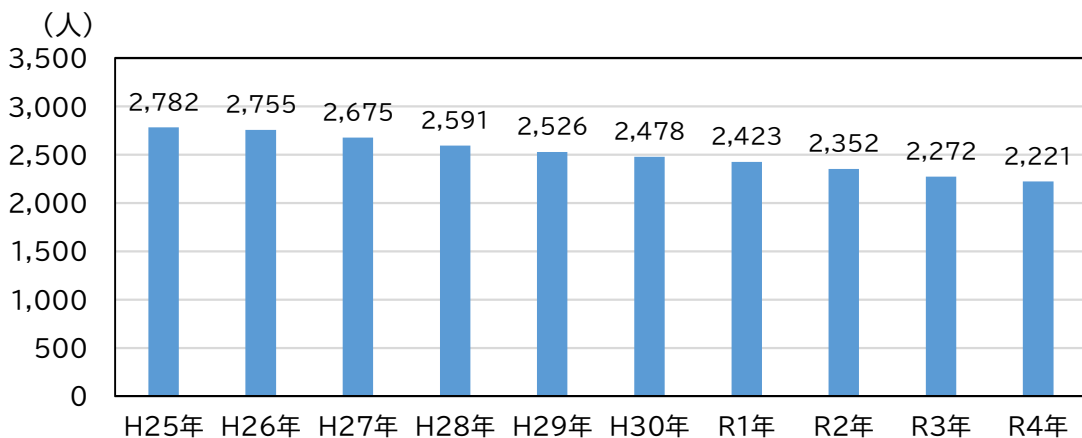
宝塚市では、平成25年(2013年)から令和4年(2022年)までの10年間で、約1.1% (2,514人)減少しており、平成29年(2017年)以降は減少傾向が続いています。



出典:宝塚市 住民基本台帳(平成25年(2013年)から令和4年(2022年))

図 宝塚市の人口の推移

西谷地域でも同様に、平成25年(2013年)から令和4年(2022年)までの10年間で、約20%(98人)人口が減少しており、平成25年(2013年)以降は減少傾向が続いています。



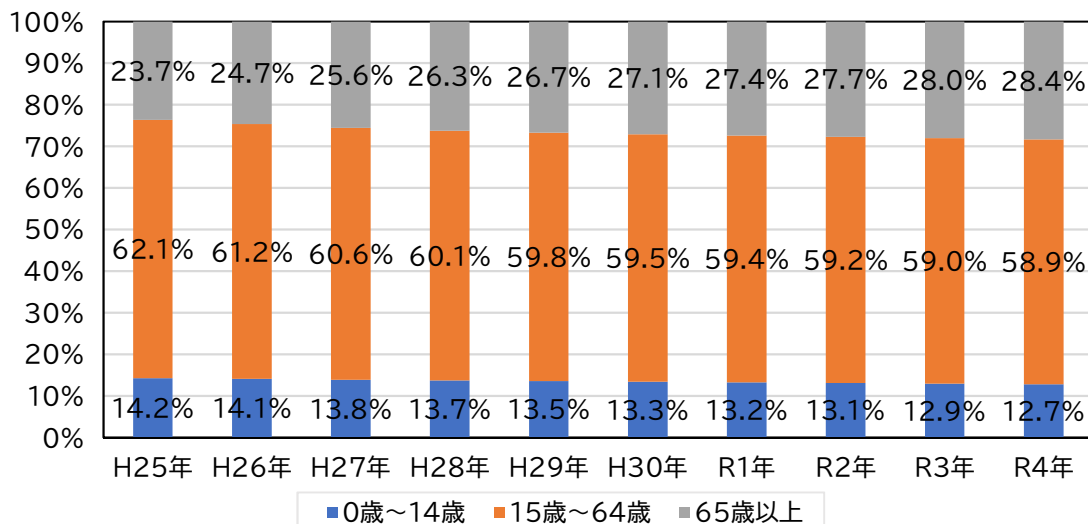
出典:宝塚市 住民基本台帳(平成25年(2013年)から令和4年(2022年))

図 西谷地域の人口の推移

(注釈)・西谷地域は、大字のうち切畑、玉瀬、境野、波豆、大原野、芝辻新田、長谷、下佐曾利、上佐曾利、香合新田の10地区で構成されています。

高齢者数(高齢化率)

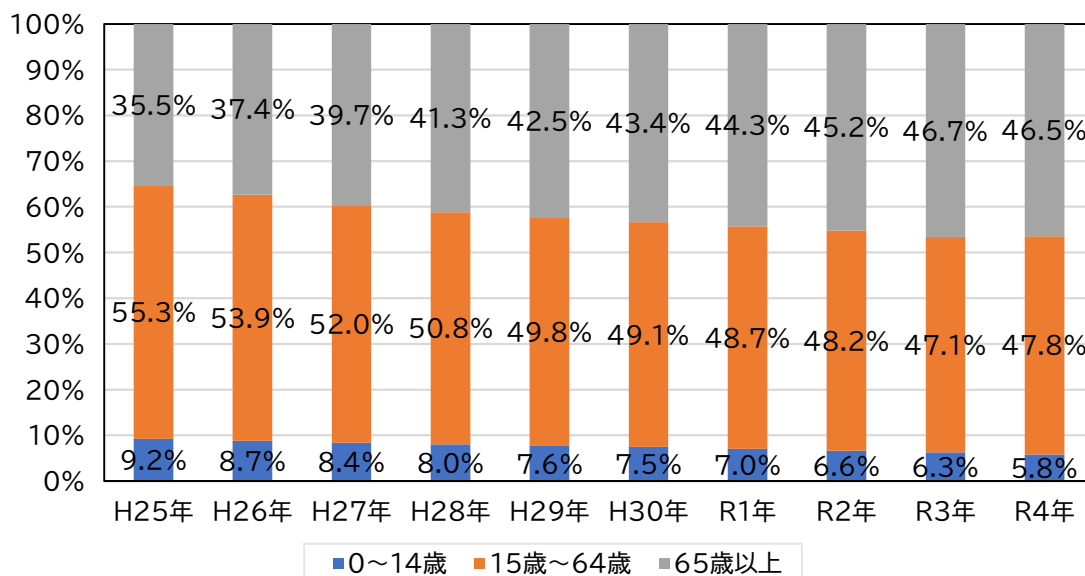
宝塚市の高齢者数(65歳以上人口)は緩やかな増加傾向にあり、平成25年(2013年)から令和4年(2022年)までの10年間で高齢化率は5%程増加しています。



出典:宝塚市 住民基本台帳(平成25年(2013年)から令和4年(2022年))

図 宝塚市の年齢階層別人口比率の推移

一方で、西谷地域では、平成25年(2013年)から令和4年(2022年)までの10年間で10%以上高齢化率が増加しており、住民の約40%が高齢者となっています。



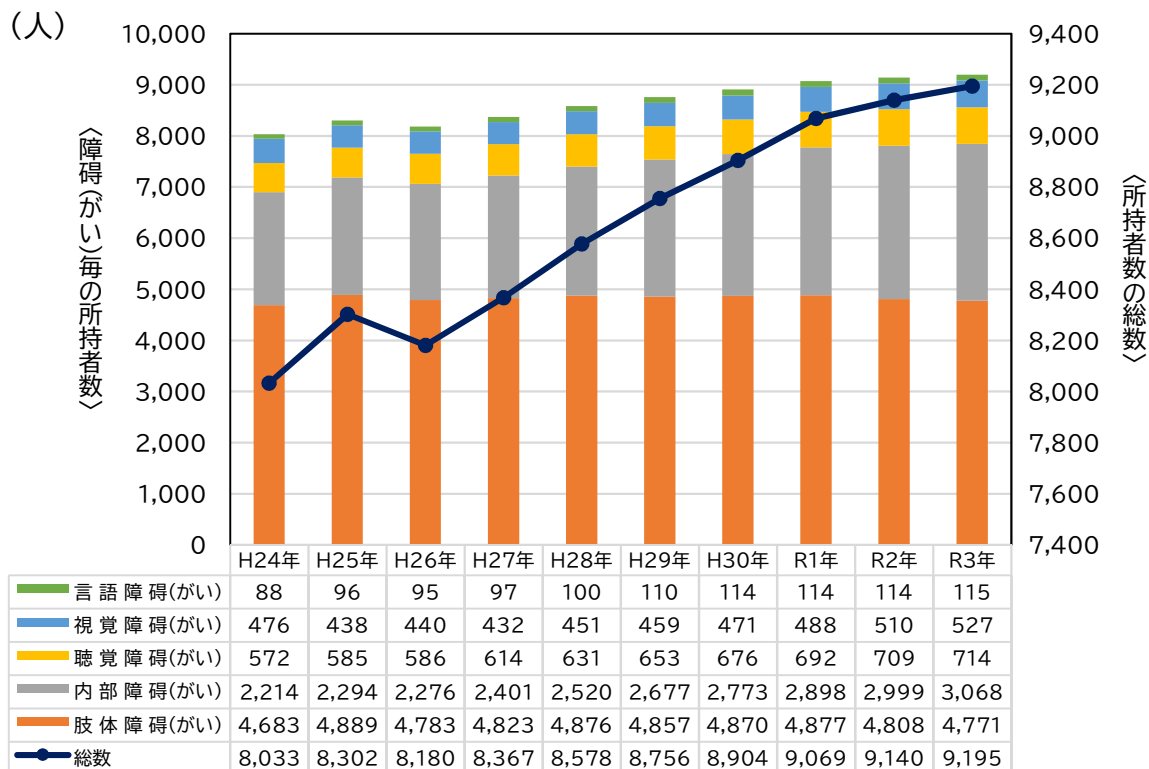
出典:宝塚市 住民基本台帳(平成25年(2013年)から令和4年(2022年))

図 西谷地域の年齢階層別人口比率の推移

(注釈)・西谷地域は、大字のうち切畑、玉瀬、境野、波豆、大原野、芝辻新田、長谷、下佐曾利、上佐曾利、香合新田の10地区で構成されています。
・構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない場合があります。

障害(がい)者数(身体障害(がい)者)

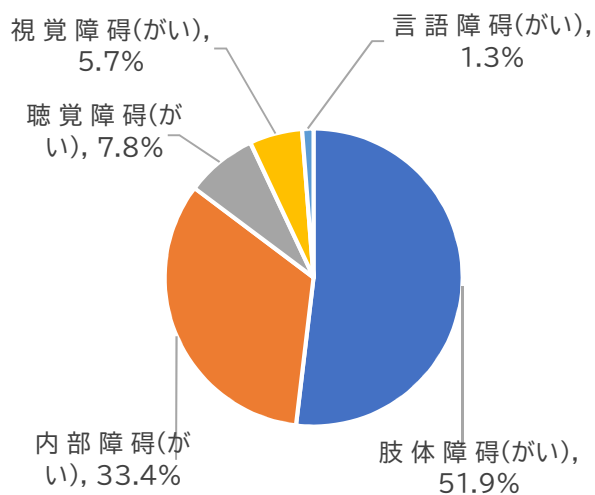
本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元年(2019年)に9,000人を超え、令和3年(2021年)時点では9,195人となっています。



出典:宝塚市統計書(平成24年(2012年)から令和3年(2021年))

図 身体障害者手帳の所持者数

令和3年(2021年)の身体障害者手帳所持者の種別内訳をみると、「肢体障害(がい)」が51.9%と最も多く、次いで「内部障害(がい)」が33.4%、「聴覚障害(がい)」が7.8%となっています。



出典:宝塚市統計書(令和3年(2021年))

図 身体障害(がい)者の種別

〔注釈〕構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない場合があります。

2-3 上位関連計画

本基本構想は、バリアフリー法に基づき策定されるもので、上位関連計画の「第6次宝塚市総合計画」や「宝塚市都市計画マスタープラン」、「宝塚市地域福祉計画」などとの整合を図るとともに、市民や関係機関との連携・協働によるバリアフリー化を進めていく際の基本的な方針を定めるものです。

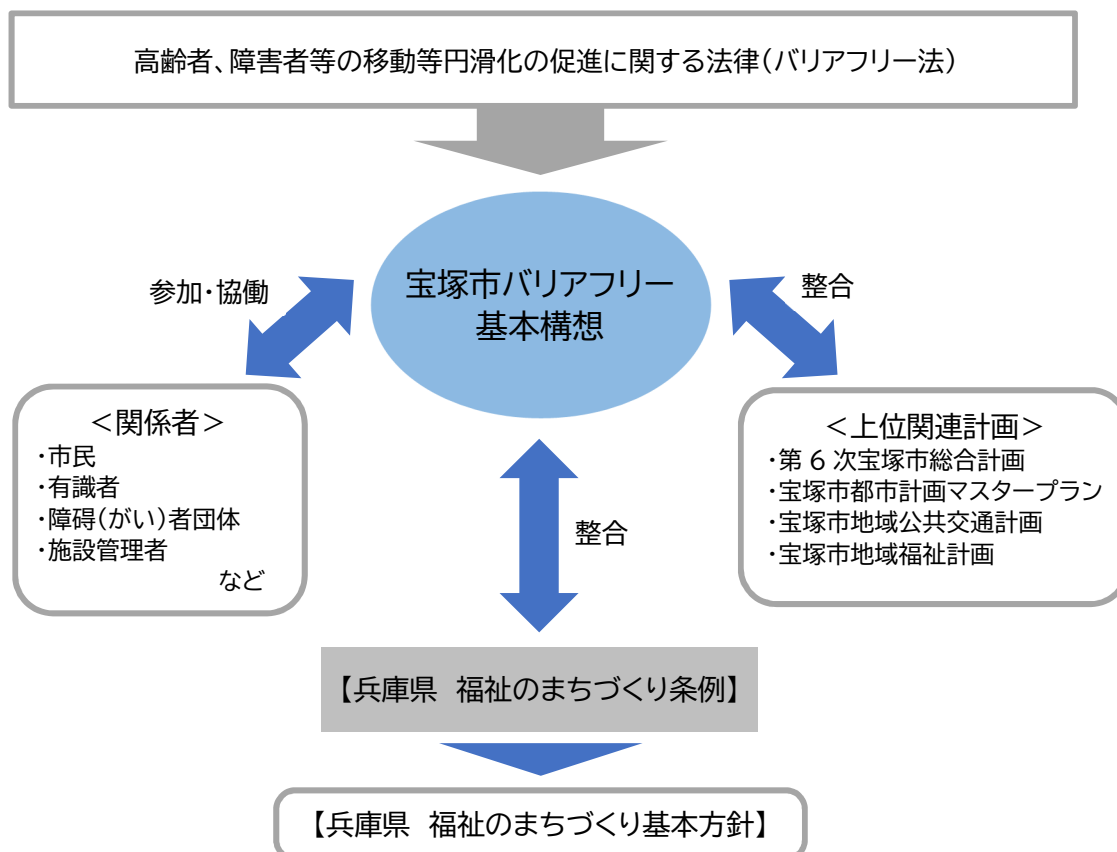


図 基本構想の位置づけ

第6次宝塚市総合計画（令和3年(2021年)8月策定）

計画期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)
スローガンと3つの重要なまちづくりの視点	<p><スローガン> 『わたしの舞台は たからづか』</p> <p><3つの重要なまちづくりの視点> 視点1【活動・活躍できる場があるまちづくり】 視点2【あらゆる人の暮らしを支え、誰もが幸せに住み続けられるまちづくり】 視点3【活力を創出し、将来を見据えた持続可能なまちづくり】</p>
めざすまちの姿	<ol style="list-style-type: none"> 1 共に創り、未来につなぐまち【都市経営】 2 住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち【安全・都市基盤】 3 福祉が充実し、安心して暮らせるまち【健康・福祉】 4 子どもの生きる力が育つまち【子ども・教育】 5 豊かで美しい環境を育むまち【環境】 6 宝塚らしい“にぎわい”と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち【観光・産業・文化】
バリアフリーに関する記述	<p><u>基本計画</u> 重点方針[3] 心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり ・すべての人にやさしい安全で快適な道路環境やバリアフリー化などによる交通環境の整備を推進します</p> <p><u>基本計画【各論】</u> 2安全・都市基盤 [6]道路・交通 (4)すべての人にやさしい安全で快適な道路環境づくりの推進 ・道路や公共交通のバリアフリー化など、人にやさしい交通環境を整備します。 3健康・福祉 [4]障害(がい)者福祉 (4)障害(がい)のある人の就労支援や生活支援の推進 ・ハード・ソフト両面での生活環境の整備に取り組みます。</p>
JR武田尾駅周辺地区に関する記述	<p><u>基本計画【各論】</u> 2安全・都市基盤 [4]土地利用 (2)北部地域の活性化に向けたまちづくりの推進 ・自然環境と田園環境の保全に努めます。 ・地域資源を生かした魅力的なまちづくりを推進します。 ・住民主体のまちづくりを推進し、集落環境の維持に努めます。 2安全・都市基盤 [6]道路・交通 (2)公共交通の利便性の向上と、新たな移動手段の検討 ・北部地域では、地域の特性に応じた公共交通の確保に努めます。</p>

地域ごとのまちづくり計画（西谷地区まちづくり協議会）

まち 地域の将来像

人びとが心身ともに豊かさと元気にあふれ、安全・安心に暮らせるまち

当地域の将来は、その自然、歴史・文化、産業などを受け継ぎつつ、社会・経済の変化に対応できるように地域資源の更なる活用を図りながら、住まう人にはこの地に暮らす喜びが実感できるまちに、訪れる人には安らぎと癒しを覚えるまちにしていくことを目指します。

基本目標

1 防災・防犯のまちづくり

近年の自然災害などに備えて、災害対策や非常時に住民同士が助け合える体制の構築を行います。また今後も高齢化が進むことから、高齢者の支援体制の充実、交通事故防止の対策などを行います。

2 多世代が交流できるまちづくり

誰もが安心して暮らせるように、住民同士の支え合いや交流などを推進します。

3 健康で暮らせるまちづくり

全ての世代、全ての住民がそれぞれに豊かな生活を送れるように、医療の充実、施設のバリアフリー*化に取り組み、介護予防と健康スポーツなどを推進します。

4 新旧のさまざまな文化が溢れるまちづくり

地域に数多く残された伝統文化を後世に承継するとともに、文化活動などを推進し、新たな文化の創造を図ります。

5 地域で守り地域で育てる教育のまちづくり

誰もが社会教育の機会を得られるように、生涯学習の充実や文化の世代間交流などを育みます。

6 地域を学園とみて豊かな心を育むまちづくり

学校が地域の文化の中核となるため、地域が一体となって学校教育や活動への支援を推進します。

7 人に温かく思いやりのあるひとづくり

「地域で子どもたちを育てる」という観点に立ち、子育てに対する地域としての支援体制の充実を図ります。

8 農あるまちづくり

農業生産の効率化・合理化や安全安心な農作物づくりとプレミアム化、新規就農者の受入れ・支援などを推進し、農業がこれからも継続して営んでいける環境づくりに取り組みます。

9 都心からちょっと足を延ばして楽しめる環境づくり

西谷の玄関口の活性化や遊休施設の活用、花の里の整備・情報発信などを進め、来訪者を呼び込みます。

10 移住の受け皿づくり

地域住民の意識改革に取り組み、空き家の活用などにより新たな移住者の受入れを促進させます。

11 自然と共生する環境づくり

「生物多様性*保全上重要な里地里山」にも指定される西谷地区の「自然」という最大の魅力を活かして、今後も自然を維持し、循環型社会の形成を推進します。

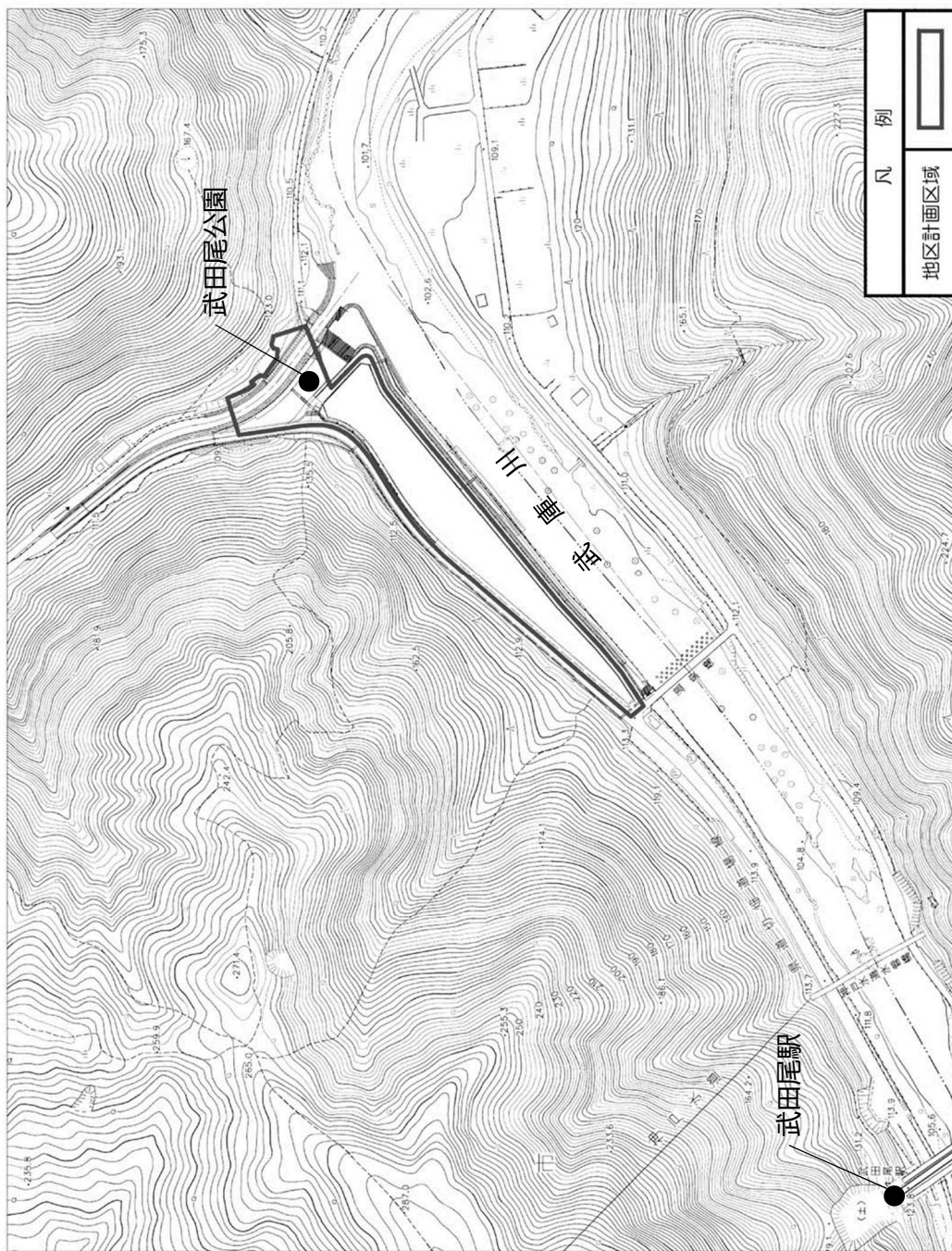
宝塚市都市計画マスタープラン（令和4年(2022年)4月）

計画期間	令和4年度(2022年度)から概ね10年間
めざす将来都市像	<ul style="list-style-type: none"> ・居住環境の継承 ・文化芸術の醸成 ・自然環境との共生
都市づくりの方向	<ol style="list-style-type: none"> 1)多様なライフスタイルが実現できる都市づくり 2)住まいとしての魅力が感じられる都市づくり 3)様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり 4)緑豊かな環境が持続する都市づくり 5)安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり 6)多様な主体の協働による都市づくり
バリアフリーに関する記述	<p>第4章 都市づくりの方針</p> <p>3. 都市施設整備の方針 (1)道路・交通 ③鉄道・バス施設</p> <p>(ア 鉄道施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅へのアクセス道路や駅前ロータリー、自動車・自転車駐車場などの整備、駅舎及び移動経路のバリアフリー化、乗り換え利便性の向上などの交通結節機能の強化を、各鉄道駅の特性に応じて交通事業者とともに取り組みます。 <p>(イ バス施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の移動手段の確保のため、交通事業者との協議・調整のほか、住民主体の地域交通などの活動を支援します。 ・すべての人にやさしいバス交通をめざし、停留所の待合環境の向上やノンステップバスの導入によるバリアフリー化などを交通事業者とともに取り組みます。
JR武田尾駅周辺地区に関する記述	<p>(土地利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざします。 <p>(拠点)</p> <p>広域交流拠点:宝塚北SA・SIC／武田尾駅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全に配慮するとともに、他地域から訪れる人々との交流や北部地域の玄関口として、ふさわしい拠点をめざします。 <p>(景観形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚北SA・SICや武田尾駅周辺においては、自然景観との調和に配慮するとともに、他地域から訪れる人々を迎える玄関口としてふさわしい景観形成を促進します。

武田尾地区地区計画 (平成28年(2016年)12月27日都市計画決定)

位置	宝塚市玉瀬字イツリハ及び切畑字検見の各一部
面積	約1.2ha
地区計画の目標	<p>当地区は、JR武田尾駅の北東約0.5kmに位置し、武庫川、僧川に沿った、田園地帯が広がる本市の北部地域の玄関口である。従前は、河川沿いに住宅、店舗及び駐車場などにより集落が形成されていた地区である。</p> <p>この度、武庫川の河川改修事業に伴う土地区画整理事業の施行により、既存の集落を整序し、計画的なまちづくりが推進されているところである。</p> <p>この土地区画整理事業の施行による事業効果の維持・増進を図るとともに、住環境の維持・保全と北部地域の玄関口としての土地利用の誘導を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>地区の現状及び土地区画整理事業の施行による事業効果を考慮し、日常生活の利便に供する施設の立地を限定的に許容しつつ、これまでの住宅地としての土地利用を継続することにより、住環境の維持・保全に努める。</p>
建築物等の整備の方針	<p>住環境の維持・保全と北部地域の玄関口としての土地利用の誘導を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度等に係る制限を行う。</p> <p>また、建築物等の形態又は色彩その他の意匠、垣又は柵の構造を制限することにより、良好な地域環境の形成と保全を図る。</p>
(地区整備計画) 建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)戸建専用住宅</p> <p>(2)戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、別表第1に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。)</p> <p>(3)診療所(患者の収容施設を有するものを除く。)</p> <p>(4)近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの</p> <p>(5)別表第2に掲げる公益上必要な建築物</p> <p>(6)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち別表第3に定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(7)前各号の建築物に附属するもの(別表第4に掲げるものを除く。)</p>

計画図



宝塚市地域公共交通計画（令和5年(2023年)4月策定）

計画期間	令和5年度(2023年度)～令和12年度(2030年度)
基本理念	「活動しやすいまち宝塚」をみんなで守り みんなでつくる
基本方針	基本方針1 市民・事業者・行政の適切な役割分担による活動機会の保障 基本方針2 公共交通の利用環境の改善と周知 基本方針3 市民・来訪者みんなが活動しやすい社会に向けた他分野との連携
バリアフリーに関する記述	5公共交通の目指す姿に向けた施策・事業 施策2-1 安心・快適に利用できる公共交通の実現 (事業2-1-2 ユニバーサルデザインの推進) ・高齢者や障碍(がい)のある人、ベビーカーを利用する人も利用しやすいノンステップバスの導入に対して、行政が支援を行い、導入の促進とあわせ、バス停のバリアフリー環境整備を行うことで、誰もが公共交通を安全・快適に利用できることをめざします。
JR武田尾駅周辺地区に関する記述	5公共交通の目指す姿に向けた施策・事業 施策1-2 北部地域における持続可能な移動手段の確保・維持(めざす姿) ・JR武田尾駅のバリアフリー化を引き続きめざすとともに、JR武田尾駅を利用せずに、商業施設や医療施設が立地する南部地域や近隣市町への移動手段を充実させることで、誰一人取り残さない、すべての人の活動機会が確保された地域をめざします。

宝塚市地域福祉計画(第3期) (令和3年(2021年)6月策定)

計画期間	令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)
基本理念	すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝き続ける 安心と活力のまち 宝塚
基本目標	基本目標1 多文化・共生型の地域づくり 基本目標2 包括的な相談支援体制づくり
基本施策	1 社会的包摂の推進 2 多様な居場所・拠点づくり 3 誰もが活躍できる機会づくり 4 次世代の育成と子育て支援 5 課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築・強化 6 見守り・支え合いの促進 7 総合相談支援体制の構築・強化 8 権利擁護支援の強化
バリアフリーに関する記述	第4章 地域福祉施策の展開 1社会的包摂の推進 (主な取組) ・情報のバリアフリー化の推進 障害(がい)のある人や外国人にも理解しやすい広報の推進や、災害発生時の避難所での情報のバリアフリー化を進めます。 2. 多様な居場所・拠点づくり (現状と課題) ・居場所・拠点づくりにあたっては、施設内外のバリアフリーや利用のしやすさ、周囲の配慮・支援など、ハード・ソフト両面からの合理的配慮が必要となります。
JR武田尾駅周辺地区に関する記述	JR武田尾駅周辺地区に限定した記述はなし

(兵庫県)福祉のまちづくり条例

制定・改定	平成4年(1992年)10月9日制定、平成5年(1993年)10月1日施行 平成30年(2018年)3月22日改正、平成30年(2018年)4月1日施行
目的	<p>すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。</p> <p>いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。</p> <p>ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。</p>
福祉のまちづくり基本方針等 (第7条～第11条)	<p>(福祉のまちづくり基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、福祉のまちづくり基本方針を定めるものとする。・前項の福祉のまちづくり基本方針は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(平成30年兵庫県条例第27号)第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であってまちづくりに関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。 <p>(福祉教育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、高齢者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進するものとする。 <p>(県民の意識の高揚等)</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるものとする。・県は、市町、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導又は助言を行うものとする。 <p>(住民の意識の高揚等)</p> <ul style="list-style-type: none">・市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する意識の高揚に努めるものとする。・市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する必要な指導又は助言を行うものとする。 <p>(財政措置)</p> <ul style="list-style-type: none">・県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(兵庫県)福祉のまちづくり基本方針 (令和3年(2021年)3月改定)

計画期間	令和3年度(2021年度)～令和7年度(2026年度)																																			
理念	ユニバーサル社会の実現に向け、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり																																			
基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> ○施設のよりきめ細やかなバリアフリー化 ○まちのユニバーサル化 ○心のバリアフリー化 																																			
主な推進施策 (抜粋)	<p>(1)すべての人が安全かつ快適に利用できる施設のよりきめ細やかなバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公益的施設等の更なるバリアフリー化の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公益的施設のバリアフリー化 ・住宅のバリアフリー化 ・公園のユニバーサル化 ②社会の変化に対応した新たな取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所・工場等のユニバーサル化 ・宿泊施設のユニバーサル化 ③災害時に対応した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所のバリアフリー化 <p>(2)すべての人が円滑に移動し、活動できるまちのユニバーサル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①まちでの活動を支える取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・まちのユニバーサル化 ②移動を支える取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎のバリアフリー化 ・バス・タクシーのバリアフリー化 <p>(3)ハード整備の取組を補完する心のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供の推進 ②人的支援の推進 ③相互理解の推進 																																			
目標 (抜粋)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">主な整備目標</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ハード</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">鉄道駅舎</td> <td>3千人未満駅のバリアフリー整備数</td> <td>10 駅</td> </tr> <tr> <td>10万人以上駅のホームドア設置数</td> <td>全駅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">バス車両</td> <td>乗合バスに対するノンステップバス導入率</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">公園</td> <td>都市公園の園路・広場のバリアフリー化率</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">公益的施設</td> <td>バリアフリー化率</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">住宅</td> <td>バリアフリー化率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ソフト</td> <td colspan="2">「チェック&アドバイス」の実施件数(累計)</td> <td>100 件増</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定数(累計)</td> <td>30 件増</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遭遇研修を行う鉄道・バス事業者数</td> <td>全事業者</td> </tr> </tbody> </table>			主な整備目標			目標	ハード	鉄道駅舎	3千人未満駅のバリアフリー整備数	10 駅	10万人以上駅のホームドア設置数	全駅	バス車両	乗合バスに対するノンステップバス導入率	80%	公園	都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	83%	公益的施設	バリアフリー化率	75%		住宅	バリアフリー化率	65%	ソフト	「チェック&アドバイス」の実施件数(累計)		100 件増	「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定数(累計)		30 件増	遭遇研修を行う鉄道・バス事業者数		全事業者
主な整備目標			目標																																	
ハード	鉄道駅舎	3千人未満駅のバリアフリー整備数	10 駅																																	
		10万人以上駅のホームドア設置数	全駅																																	
	バス車両	乗合バスに対するノンステップバス導入率	80%																																	
	公園	都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	83%																																	
	公益的施設	バリアフリー化率	75%																																	
	住宅	バリアフリー化率	65%																																	
ソフト	「チェック&アドバイス」の実施件数(累計)		100 件増																																	
	「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定数(累計)		30 件増																																	
	遭遇研修を行う鉄道・バス事業者数		全事業者																																	

第3章

バリアフリーの基本的な方針

3-1 基本理念の設定

兵庫県では、福祉のまちづくり基本方針(令和3年(2021年)改定)に基づいて、ユニバーサル社会の実現に向け、高齢者、障害(がい)のある人、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくりを目指し、施設のバリアフリー化やまちのユニバーサル化、心のバリアフリー化を推進しています。

本市においても、第6次宝塚市総合計画(令和3年(2021年)策定)の基本計画の重点方針として、「心がつながり、健康安心が実感できるまちづくり」を掲げており、すべての人にやさしい安全で快適な道路環境やバリアフリー化などによる交通環境の整備を推進するとしています。

また、宝塚市地域福祉計画(第3期)(令和3年(2021年)策定)においては、社会的包摂の推進のための主な取組として、障害(がい)のある人や外国人にも理解しやすい情報のバリアフリー化の推進を挙げています。

本基本構想では、上位関連計画等の考え方を踏まえて、高齢者や障害(がい)のある人をはじめとする、すべての人が安心・安全・快適に暮らせるまちを目指して、基本理念を以下のとおり定めます。

すべての人が安全・快適に移動できる、人にやさしいまちづくり

3-2 基本方針の設定

基本理念を実現するために、バリアフリーに関連する法令や本市における課題、上位関連計画等を踏まえた基本方針を以下のとおり定めます。

●すべての人が安全・快適に利用できる、施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障碍(がい)のある人、妊婦、乳幼児が安全・安心、快適に活動できるよう、道路や公共交通機関等のバリアフリー化に取り組めます。

JR武田尾駅については、長年地元から駅舎へのエレベーター設置の要望が聞かれており、本基本構想においては駅舎のバリアフリー化を推進します。

●すべての人が円滑に移動し、安心して活動できる、まちのユニバーサル化の推進

すべての人が円滑に移動し、活動できるよう地域住民や事業者、行政等との協働により、駅周辺のまちのユニバーサル化を推進します。

●ハード面の取組みを補完する、心のバリアフリー化の推進

本基本構想においては、物理的なバリアを取り除くために様々な事業を実施し、ハード面での整備を進めて行きますが、地形的な条件や様々な要因からすべての障壁を取り除くことは困難です。

そのため、高齢者や障碍(がい)のある人などに対する理解の促進やサポート意識の醸成、マナーの向上に向けて、市民・事業者・行政が一体となって心のバリアフリー化に取り組める環境づくりを行います。

●段階的・継続的な取組の推進

本基本構想の事業実現に向けて、事業の緊急性、有効性、必要性などを総合的に判断し、基本構想策定(Plan)、事業の実施(Do)、事業の評価(Check)、基本構想の見直し(Action)といったPDCAサイクルのプロセスにより継続的な取組を推進します。

第4章

重点整備地区及び生活関連経路の設定

4-1 JR武田尾駅の状況

鉄道

本地域の鉄道網は、JR西日本によるJR宝塚線の1路線で、付近の駅には三田、道場、西宮名塩、生瀬、宝塚などが挙げられます。

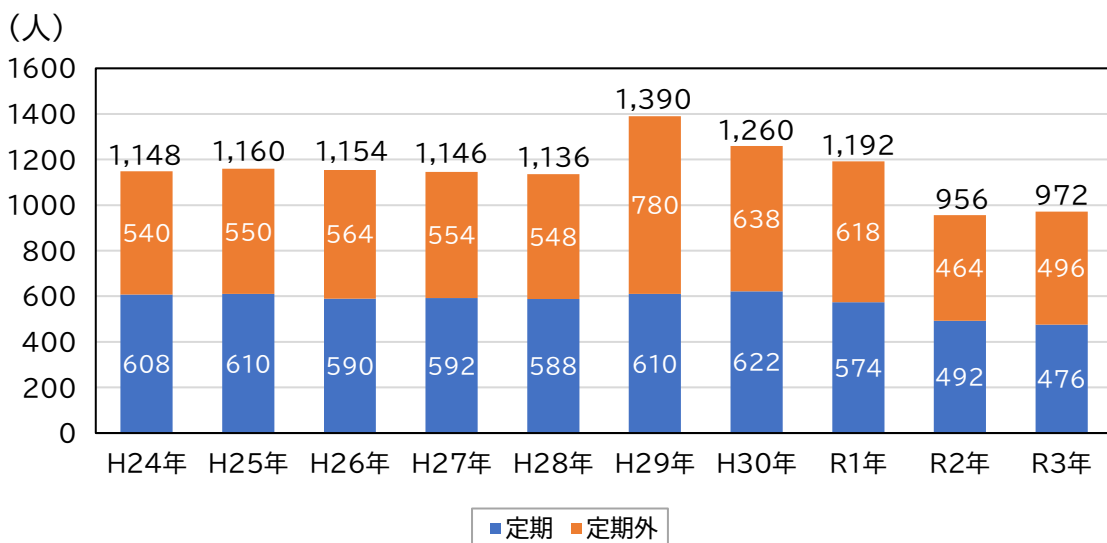
鉄道の乗者数の推移をみると、JR武田尾駅の2021年(令和3年)の1日あたりの乗降者数は約1,000人となっています。

〈注釈〉

乗降者数は、乗車人数×2とした推計値とします。



図 JR 宝塚線の路線図(宝塚市周辺のみ抜粋)



出典:宝塚市統計書(平成24年(2012年)から令和3年(2021年))

図 JR 武田尾駅の乗降者数の推移

路線バス

JR武田尾駅周辺には、阪急バス株式会社によって運行されている路線バスがあります。路線は、JR武田尾駅と上佐曽利を結ぶ路線を中心に、上佐曽利、波豆方面への路線が運行されています。

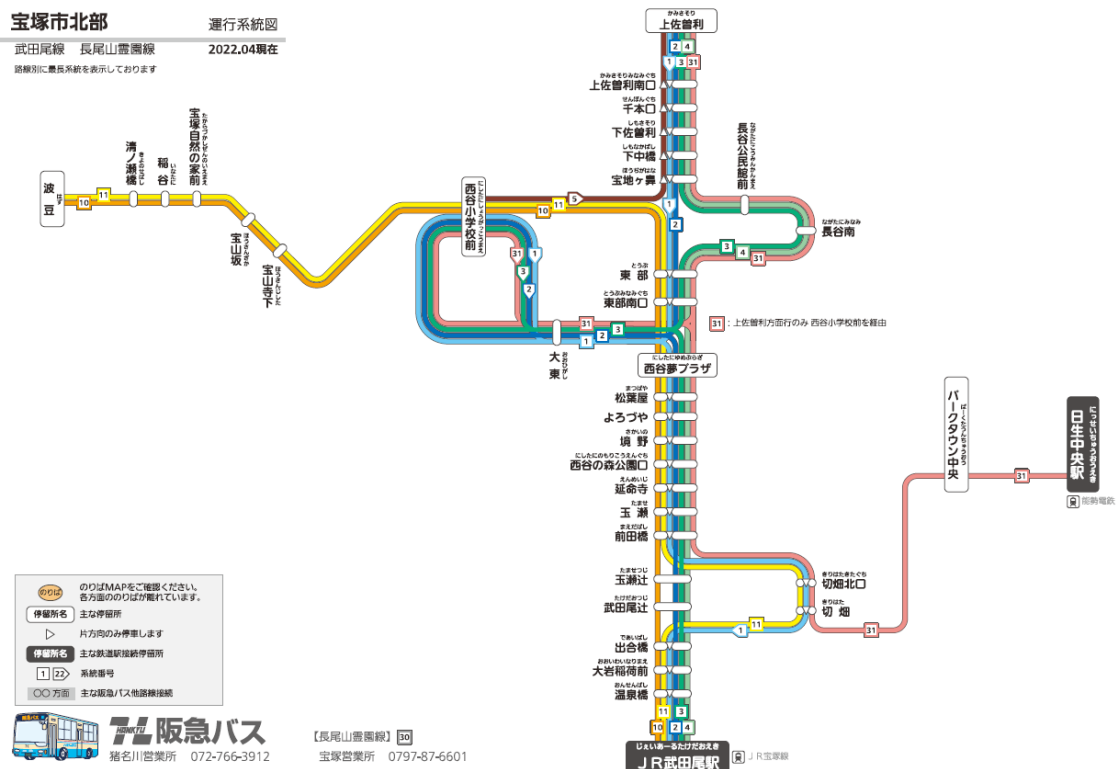


図 路線バスの路線図

表 路線バスの運行状況

路線名	起点	終点	主な経由バス停	往路	復路	所要時間
武田尾線	JR武田尾駅	上佐曽利	玉瀬辻 西谷の森公園口 西谷夢プラザ 西谷小学校前 東部 長谷公民館前 下佐曽利	平日:7 土休日:7	平日:10 土休日:7	28分
		波豆	玉瀬辻 切畑 西谷の森公園口 西谷夢プラザ 西谷小学校前 宝山坂 東部	平日:5 土休日:4	平日:4 土休日:4	31分

出典:阪急バス株式会社

4-2 重点整備地区の考え方

バリアフリー法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障碍(がい)者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区としています。重点整備地区の要件として下記の3点が挙げられています。

重点整備地区の要件(法第二条二十四号)

- ・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

4-3 重点整備地区の設定

<重点整備地区の選定>

本基本構想においては、「JR武田尾駅周辺地区」を重点整備地区とします。

選定理由は、以下の2点です。

理由1:本市の北部地域における唯一の鉄道駅であり、通勤通学をはじめとする市内外への移動に欠かせない交通結節点である。

理由2:市民以外にも国内・海外の観光客が訪れるため、バリアフリー整備効果が高いと考えられる。

<重点整備地区の区域>

区域としては、JR武田尾駅を中心とした徒歩圏内(駅から半径500mの範囲内)において、生活関連施設を含む区域とします。

4-4 生活関連施設や生活関連経路の設定

バリアフリー法では、生活関連施設と生活関連経路について、下記のとおり定義しています。

生活関連施設(法第二条二十三号イ)

・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

生活関連経路(法第二条二十三号ロ)

・生活関連施設相互間の経路をいう。

JR武田尾駅周辺地区の生活関連施設及び生活関連経路は以下のとおりとします。

	施設		範囲等
生活関連施設	旅客施設等	JR武田尾駅	
		JR武田尾駅バス停	
		温泉橋バス停	北向き・南向き 各1基
	公共施設等	武田尾駅前駐車場	
		武田尾駅前駐輪場	
		武田尾公園	隣接する河川区域は重点整備地区外ですが、公園利用者等に段差を認識してもらうための安全対策を検討します
	武田尾公会堂		
生活関連経路	県道	切畑道場線	武田尾公園前～温泉橋
	市道	3326号線	武田尾公衆便所前 ～武田尾駅前駐輪場前

<JR 武田尾駅の生活関連施設への選定理由>

国土交通省では、第2次交通政策基本計画(令和3年(2021年)5月閣議決定)において示された方向性に基づいて、全国の鉄道駅のバリアフリー化等に対する補助制度を設けています。本制度は、駅の1日あたりの乗降客数に関わらず利用可能であり、市町村が作成するバリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅の施設整備については補助率が拡充されます。

JR 武田尾駅については、1日あたりの乗降者数は約1,000人ですが、本市の北部地域における唯一の鉄道駅であり、通勤通学をはじめとする市内外への移動に欠かせない交通手段となっています。しかし、高架駅であるにも関わらずエレベーター等が未整備のため、長年地域住民からエレベーター設置を要望する声が上がっています。

本基本構想では、JR 武田尾駅を生活関連施設の一つとして位置付けることで、JR 武田尾駅のバリアフリー化整備を推進します。

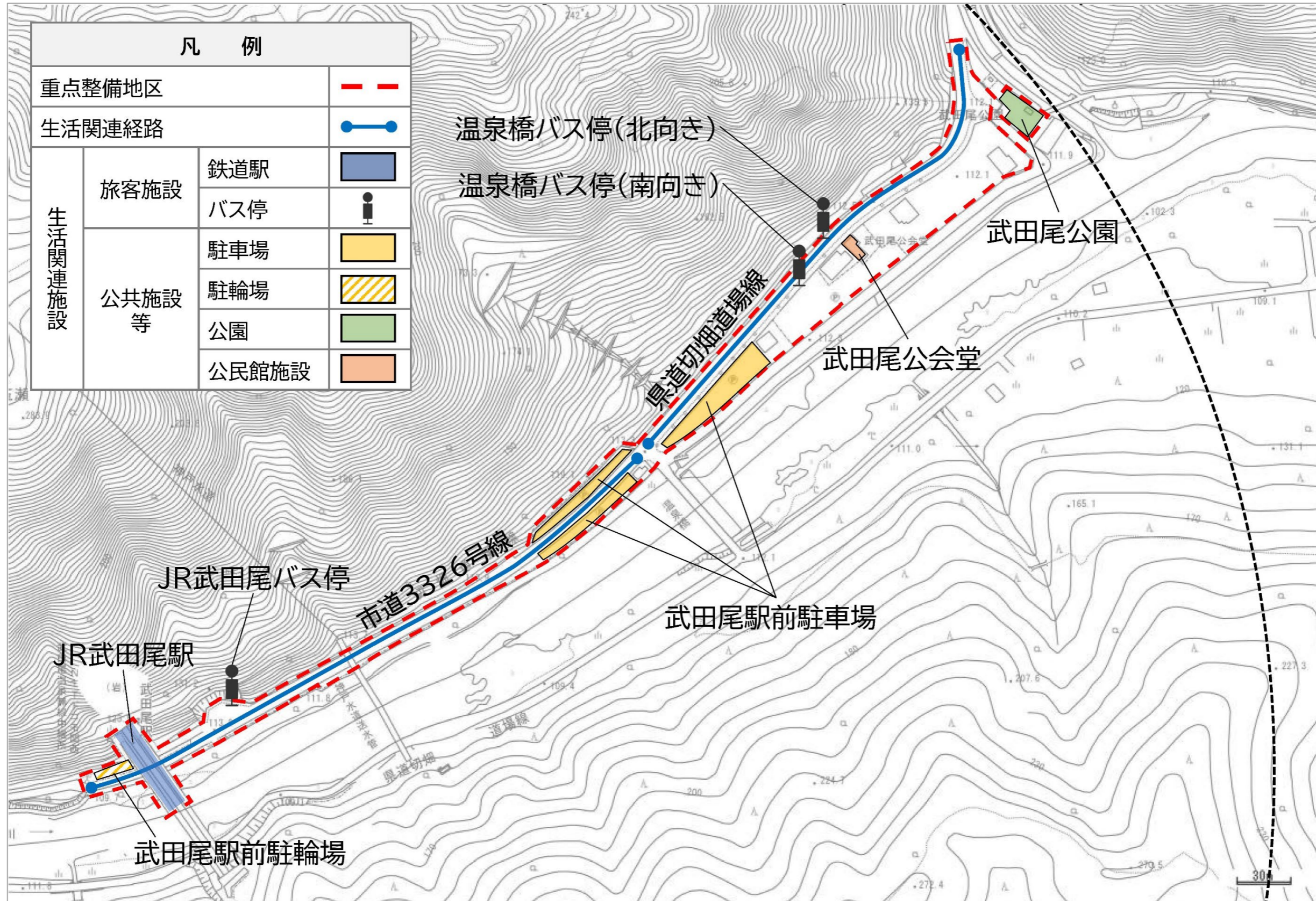


図 重点整備地区の位置図

第5章

重点整備地区の課題

5-1 重点整備地区の現状と課題

生活関連経路の現状と課題

重点整備地区の生活関連施設及び生活関連経路について、まちあるき(現地点検)やヒアリング調査等の結果をもとに、現状と課題を整理します。

<JR 武田尾駅>

【 改札階 】

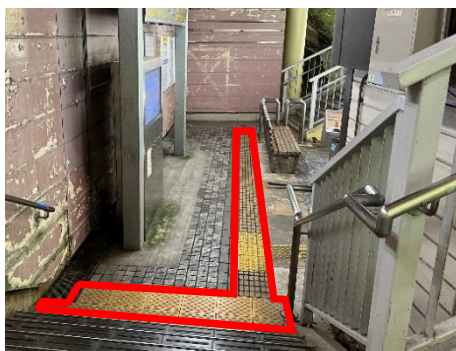
- ・無人改札室前にインターフォンがあるが、音声スピーカーだけなので聴覚に障碍(がい)のある人はわからない
- ・行き先案内が文字のみになっており、視覚に障碍(がい)がある人に対応していない
- ・券売機に障碍(がい)者用ボタンがない
- ・改札口のどこに入ればよいかわかりにくい
- ・改札から階段までの視覚障害者誘導用ブロックが不整合になっている



改札



券売機



視覚障害者誘導用ブロック(改札階)



インターフォン

【 トイレ 】(改札階)

- ・トイレへの視覚障害者誘導用ブロックが不整合になっている
- ・トイレの入り口に段差があるため、入り口をスロープにしてほしい
- ・トイレが男女共用になっている
- ・災害など緊急アナウンスが聞こえない
- ・手すりが設置されていない



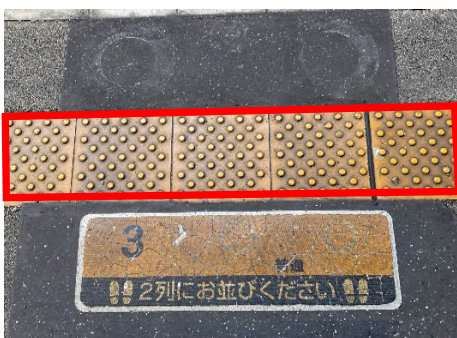
トイレ



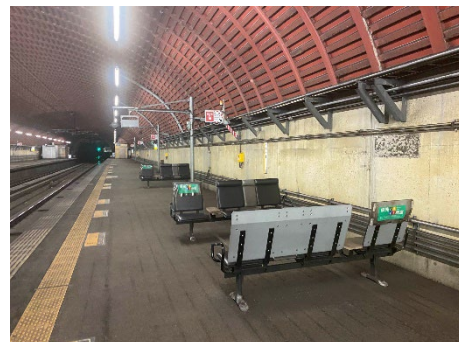
視覚障害者誘導用ブロック(トイレ)

【 ホーム階 】

- ・ホーム上に転落防止柵が必要
- ・点字案内が必要
- ・ホーム上の視覚障害者誘導用ブロックが内方線付点状ブロックでない



視覚障害者誘導用ブロック(ホーム階)



ホーム階

【 その他 】

- ・自販機が障碍(がい)者対応になっていない
- ・駅舎の音声案内がない
- ・公衆電話がなく、携帯電話もつながりにくいので、緊急時の連絡が難しい
- ・駅を出たところにバス乗り場の案内があるが分かりにくい



自販機(改札階)



バス乗り場案内(改札階)

<県道切畑道場線>

【 武田尾公園前～温泉橋 】

- ・住宅出入口部と道路の高低差がある箇所では横断勾配が急である。
- ・植樹ますのある箇所では歩道の有効幅員がせまい
- ・視覚障害者誘導用ブロックが整備されていない



歩道の傾斜



植樹ますによる幅員減少



視覚障害者誘導用ブロックが整備されていない

<市道 3326 号線>

【 武田尾公衆便所前～武田尾駅前駐輪場前 】

- ・バスロータリーの歩道の有効幅員が狭い
- ・バスロータリーの歩道の一部で側溝の蓋がけがされていない
- ・バスロータリーの歩道に視覚障害者誘導用ブロックが一部しか整備されていない
- ・バスロータリーのグレーチングの穴が大きい
- ・市道 3326 号線で白線が消えている箇所や、舗装が傷んでいる箇所がある



バスロータリーの歩道



白線が消えている箇所

<武田尾駅前駐車場>

- ・障害(がい)のある人向けの案内設備がない
- ・駐車場の連絡先や料金等の情報表示が不十分
- ・一時利用者の身体障害(がい)者用の駐車スペースがない



駐車場(西側)



駐車場情報の表示

<武田尾公園>

・視覚障害者誘導用ブロックの整備が不十分



武田尾公園(トイレ)

第6章

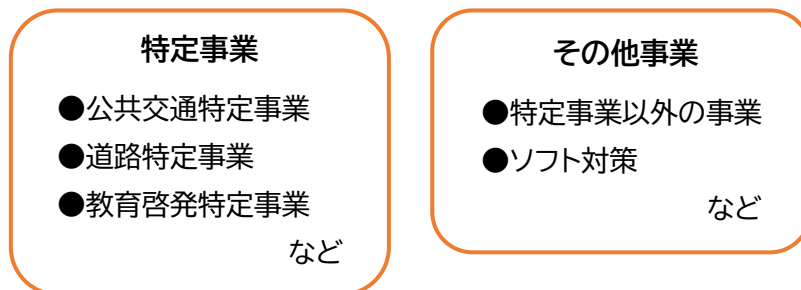
実現すべき特定事業等

6-1 実施すべき事業の概要

生活関連施設・生活関連経路に位置付けた施設のうち、「特定事業」または「その他事業」を実施する施設について、事業の種類別に概ねの事業内容(対象施設(対象箇所)、事業者、整備内容、事業実施時期等)について記載します。

(特定事業とその他事業)

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するものです。また、その他事業としては、生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策が挙げられます。特定事業であるか否かによって、事業の優先度を判断するものではありません。



(整備の基本的な考え方)

事業内容については、第1回協議会で実施したまちあるき(現地点検)の結果と9月に実施したヒアリング調査からの課題に対応する事業内容を検討したのち、各事業主体と協議の上、事業内容及び事業の実施時期を決定しました。

(実施目標)

各事業について、事業の実施目標として事業完了時期を設定します。

短期	1～5年以内の完了を目指す
中期	6～10年以内の完了を目指す
長期	完了に11年以上かかる見込み

※次頁以降に記載された各事業の事業完了期間はあくまでも目安であり、早期整備が望ましいことから、目安となる完了期間にかかわらず早く完了することを目指します。

6-2 特定事業の内容

6-2-1 公共交通特定事業

JR武田尾駅

事業内容		実施時期			事業主体
		短期	中期	長期	
昇降設備	・エレベーターの設置	→	→		JR西日本
	・エレベーター設置に伴う通路等の増設	→	→		
改札階	・改札機等の移設	→	→		
	・トイレの改善(多機能トイレの設置)	→	→		
	・トイレ入口の段差解消	→	→		
	・視覚障害者誘導用ブロックの改良 (JIS規格への統一)	→	→		
ホーム階	・内方線付点状ブロックの設置	→	→		
案内施設	・点字表示等の充実	→	→		
	・音声案内や文字案内の充実 (誘導チャイム等)	→	→		
	・案内・誘導設備の改善・充実	→	→		

6-2-2 道路特定事業

県道切畑道場線

事業内容	実施時期			事業主体
	短期	中期	長期	
・視覚障害者誘導用ブロックの設置	→			兵庫県

市道3326号線

事業内容	実施時期			事業主体
	短期	中期	長期	
・グレーチングの改善	→			宝塚市
・道路標示の引き直し	→			
・バスロータリー部分の歩道拡幅 ※JR武田尾駅のエレベーター設置と併せて実施		→		
・視覚障害者誘導用ブロックの設置 (バスロータリー部分の歩道上) ※JR武田尾駅のエレベーター設置と併せて実施		→		

6-2-3 教育啓発特定事業

事業内容	実施時期			事業主体
	短期	中期	長期	
・バリアフリー化事業などに関する情報開示 (進捗状況、実施予定等) ※バリアフリー化事業等の進捗状況に併せて、 適宜情報を開示します。			→	宝塚市
・市ホームページの多言語対応	継続実施			
・障害(がい)のある人に対する理解を深めるための啓発(耳マーク・補助犬シール等)・研修実施	継続実施			
・高齢者や障害(がい)のある人等に対する接遇研修等の実施	継続実施			JR西日本 阪急バス
・サービス介助士資格の取得支援	継続実施			

6-3 その他事業の内容

6-3-1 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備

JR武田尾駅

事業内容		実施時期			事業主体
		短期	中期	長期	
改札階	・券売機の車いす対応	→			JR西日本
	・券売機の多言語対応	→			
	・券売機の音声対応	→			
ホーム階	・ホームドアの設置	→			

バス停

事業内容		実施時期			事業主体
		短期	中期	長期	
JR武田尾駅バス停	・バス停上屋の設置	→	→		宝塚市
JR武田尾駅バス停 温泉橋バス停	・バス運行情報の提供	継続実施			阪急バス

武田尾公園

事業内容		実施時期			事業主体
		短期	中期	長期	
・視覚障害者誘導用ブロックの改善		→			宝塚市

6-3-2 駐車施設の設置等に関する記載事項

武田尾駅前駐車場

事業内容		実施時期			事業主体
		短期	中期	長期	
・身体障害(がい)者用駐車施設の設置		→			宝塚市
・駐車場利用案内等の情報提供及びバリアフリー対応		→	→		

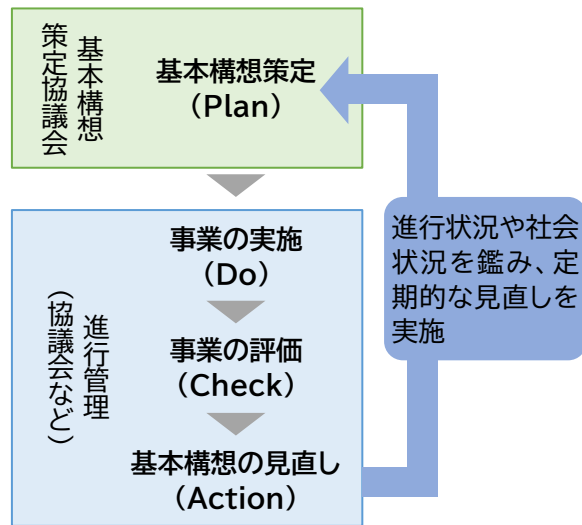
第7章

バリアフリー化の推進に向けて

7-1 継続的な運用に向けた取り組み

基本構想を適切に進行管理していく過程においては、状況に応じて維持・改善していく、「段階的・継続的な取組(スパイラルアップ)」が必要です。

基本構想策定(Plan)後の事業実施(Do)と実施状況を継続的に把握し、事業実施内容と事業実施の効果を評価(Check)する仕組みを構築して、必要に応じて見直す(Action)ことにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保と改善を図ります。



7-2 基本構想の推進体制

基本構想の推進にあたっては、市民・事業者・行政が互いに協力し、適切な連携・協働のもと、当事者(高齢者・障害(がい)のある人など)の参加により、基本構想に位置づけられた事業の着実な実施、評価、改善を図り、段階的・継続的な協議を行います。

